

<重要>

2024年7月吉日

(公社) 日本口腔外科学会
会 員 各 位

(公社) 日本口腔外科学会
支部選出理事候補者選挙管理委員会

支部選出理事候補者選挙の実施について

盛夏の候 会員の皆さまにおかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素から本学会の運営にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、標記選挙につきましては、すでに本学会ホームページ及び雑誌6月号に選挙告示を掲示し、その実施を会員の皆様にお知らせしておりますが、本選挙の選挙人（被選挙人）となる代議員の選出結果の公告日が、今月26日（金）に予定されておりますので、改めてお知らせいたします。

本選挙にかかる立候補届及び所信につきましては、選挙告示に記載しましたとおり、7月26日（金）から8月9日（金）までの間（注）にご提出（必着）いただくことになっております。

本選挙の選挙人（被選挙人）として直接関係されます代議員選挙当選人の皆様には改めて個別にお知らせいたしますので、遺漏なくご対応くださいますようお願いいたします。**（推薦方式はございませんので、くれぐれもご注意ください。）** また、2017年9月4日付け日本口腔外科学会定款施行細則の改正により、立候補できる代議員は、本年の4月1日時点の年齢が65歳未満で、かつ立候補時点で所属組織の定年規定により退職するまでの期間が2年以上（現役で役員任期2年を全うできる年数）ある指導医有資格者となっておりますのでご注意ください。）

なお、立候補届及び所信の用紙は、選挙告示において本学会ホームページ「支部選出理事候補者選挙管理委員会」からそれぞれプリントアウトしていただくことをご案内しておりますが、該当の皆様のご利便性を考慮し、本学会雑誌巻末にもその用意をいたしましたので、そちらのご活用も可能となっております。（コピーしてお使いください。）

また、8月9日（金）に立候補届及び所信の提出を締め切った後、8月15日（木）から本学会ホームページ上で立候補者名簿を公開いたしますので、ご参照いただければ幸いです。

おって、本学会雑誌巻末に選挙関係資料（本学会定款（抜粋）、同施行細則（抜粋）、支部選出理事候補者選挙規則）を掲載いたしましたので、ご参照くださるようお願い申し上げます。

以 上

（注）（代議員選挙結果の公告が7月26日より遅れた場合は、公告日から14日以内。）